

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長野県中野市

## 2 構造改革特別区域の名称

信州中野ふるさと交流特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

長野県中野市の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

中野市は、長野県の北東部に位置し、東西 8.8km、南北 16.1 km と南北に長く、面積は 77.32 km<sup>2</sup>である。北に高社山がそびえ、南には延徳田んぼと呼ばれる千曲川の洪積地が広がり、西には千曲川が、東からは志賀高原に源を発した夜間瀬川が流下している。

本市は、善光寺、越後、草津等の往来の結節点にあり、交通の要衝として、また高速道路信州中野 IC の供用開始により、産業経済圏域やレジャー圏域が拡大し、北信州の中心都市として重要な位置を占めている。

中野市の農業は、創造力豊かな農業経営者の高度な技術力により、えのき茸をはじめとするきのこ類やぶどう等の果樹を中心に、農業粗生産額約 200 億円のうち、えのき茸を中心とした施設栽培の菌茸類が 61%、巨峰等のぶどう 16%、桃 6%、りんご 5%、野菜 4% と、全国有数の複合園芸地帯として発展し、その農産物は高い評価を得てきた。

しかし、近年の農産物輸入自由化の伸展、景気動向や他産地との競合等による農産物価格の低迷の中で、本市においても農業従事者の減少・高齢化が進んでいる。この結果、耕地面積は平成 7 年から 12 年までの 5 年間で 148 ha 減少し、一方、遊休荒廃農地が増加し、2000 年農林業センサスで約 367 ha、全経営耕地面積に占める割合は、15.2% となっている。

遊休荒廃農地の増加は、周辺耕作地の農業生産に悪影響を及ぼすとともに、人々に安らぎを与える農業農村風景を損ねることになり、その解決・有効活用は、効率的で働きやすい経営基盤づくりのために重要な課題である。

また農産物価格が低迷している中で、近年の農産物流通の動向に対応した産地からの情報発信や、消費者への直接販売体制の拡大など多様な流通ルートの構築が必要となっている。

高速交通網の整備等により、本市に、全国各地から年間50万人の人たちが訪れている。また近隣に小布施町、志賀高原、野沢温泉といった観光地があり、北信州全域の観光客は年間1,000万人に達している。

これらの本地域を訪れる方々に「食と農」に関心を持っていただき、農産物の生産について体感し、農業への理解を深めるとともに、信州中野の魅力を知っていただき、地域農産物の需要拡大、地域資源の有効活用を図る必要がある。

このために、キノコ、ブドウ、サクランボ、アスパラガス等の豊かな農産物と、農業農村体験や自然体験の資源を活用し、また遊休荒廃農地利用による農産物づくりや、伝統料理と地元の素材を生かした食のおもてなしを提供するなど、都市住民との「ふるさと交流」を推進し、更なる地域の活性化を図るものとする。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

近年、食や農への関心が高まり、消費者が安心・安全な農産物を期待している中で、都市住民との「顔の見える」交流は、中野市の個性輝く多彩な農林業の創造にとって重要なテーマであり、生産者と消費者が農業生産と農村生活体験を通じての交流が可能な農家民宿と農家民宿経営者による市民農園の開設を推進する。

なお、ライフスタイルや社会経済状況の変化により、観光に対するニーズは多様化・個性化が進み、旅行形態も、個人や小グループ、家族や気の合う友人と気楽に旅をする傾向にある。さらに、物の豊かさより心の豊かさを求め、自然を楽しむ「癒し」へのニーズが高まっている。

農家民宿や市民農園を通じ、農業農村体験やおいしい時期においしい農産物を味わうことができ、また自ら栽培した旬の野菜の朝食などで、農産物の生産と農業農村への理解がより深まることとなる。

また都市住民との交流の中で信州中野をPRし、消費者の理解を得ることで、農産物の消費拡大につながり、また市民農園の開設により、遊休荒廃農地の有効活用が図れ、農業振興及び地域活性化の効果が期待される。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

中野市には、年間50万人の人たちが訪れているが、その多くは通過型であり、農業関連観光としては、果樹を中心とした観光農園と農産物直売所である。また北信州全域の年間1,000万人の観光客に対しても、食・農に魅力を感じて頂く事業が重要である。

中野市に長時間滞在し、農業体験してもらい、農業農村と農産物の生産へ

の理解がより深まる交流事業を進めていく。このためには農村に宿泊してもらうことが重要であるが、本市の宿泊施設は、市北部の牧ノ入高原6軒とビジネスホテルを含め15軒であり、そして農村部には少なく、農業農村体験のために農家民宿が必要である。

併せて市民農園を整備することにより、都市住民が自分の農園としての愛着を感じ、果樹のもぎ取りなどの観光農園よりも、農業・農産物の生産に対する理解が深まるものと考えられる。

また農家民宿と市民農園を活用して、都市から訪れる農園利用者に対する栽培技術の指導、農産物の調理や保存方法の伝授、地域の祭りや伝統行事への参加を促すことにより、ホテルや観光旅館ではできない体験も可能となる。

こうした交流により、都市住民と地域住民との間に「親戚」のような関係が発生し、本市を「第2のふるさと」と考える信州中野ファン・リピーターを増加させるものとしていく。

都市住民と農村の心のこもった交流事業の実施により、本市への理解を深めた信州中野ファンは、本市の豊かな食・農及び安らぎと癒しの自然に魅力を感じ、知人・友人へ口コミによりPRしてもらうこととなり、農産物の消費拡大につながり、地域の活性化に結び付けていくことを目標とする。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的・社会的效果

### (1) 交流の促進による活性化

農村に滞在する農家民宿と直接農作業を行う市民農園により、都市住民と地域住民との深い交流が図られる。これにより農業・農村への理解と本市の農産物への愛着を深めていただくことができ、信州中野ファンの確保・増加につなげることができる。

また、都市住民の方が、農業体験と農産物を知ることで、消費者・生産者両者が求めている「顔の見える農業・農産物」を実現でき、「信州中野の農産物は安全・安心で美味しい」と中野ブランドを購入してくれる消費者の増加により消費拡大・新たな販路開拓を図ることができる。

①農家民宿 平成20年目標 25軒（現状0軒・希望5軒）

②市民農園 平成20年目標 250区画（現状0区画・希望50区画）

上記の目標達成のため、農業者や関係者へ周知するとともに、都市農村交流事業の推進のなかでも市民農園開設を働きかける。

③平成20年目標の効果

○交流者数 3,500人

・農家民宿 25軒×10人×5回=1,250人

- ・市民農園 250 区画×1.5 人×6 回=2,250 人
- 宿泊料等の増加
  - ・農家民宿 1,250 人×3,000 円=3,750,000 円
  - ・市民農園 250 区画×3,000 円=750,000 円
- 農産物の販路拡大
  - ・果樹、野菜の贈答と直販 1,250 人 60%×3,000 円=2,250,000 円

## (2) 農地の多面的機能の維持

農家民宿経営者が中心となって市民農園を開設することや、果樹、野菜の贈答分や直販の増加等の農産物販路拡大により、遊休農地への作付けが期待できる。都市住民との交流の中でのイベントとして、菜の花やひまわりなどの景観作物の植栽や蕎麦の栽培により、遊休農地の有効活用が見込まれる。

また、都市住民と共にホタルやサワガニを、身近に見ることができる自然な状態に近い小川づくりなど「ホタルと共生できる里づくり」を推進することにより、農地の持つ多面的機能の維持を図ることができる。

### ①平成20年目標の効果

- 市民農園 250 区画の作付け 2.5 ha
- 景観作物との植栽 1.2 ha
- 蕎麦などの栽培 1 ha

## 8 特定事業の名称

- 407 農家民宿における簡易な消防設備等の容認事業
- 1002 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事業

### (1) 都市農村交流事業

地域農産物の消費拡大、地域資源の有効活用、雇用機会の創出といった効果を期待し都市住民の方に、農産物の生産について体感し、農業への理解を深めるとともに、信州中野の魅力を知っていただくため、農業農村の機能を活用し、本市の立地条件や産業構造の特色を生かした都市農村交流事業を推進する。

なお、本事業の推進のなかで、農業者や関係者に「地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付事業」について周知し、市民農園を開設するよう働きかける。

## ① 農業農村体験交流事業

夏休みや週末を利用しての短期間、本市を訪れていただき、農産物の収穫体験や農村の風景に親しんでいただくとともに、人情味あふれた交流を行い、信州中野の魅力を味っていただく事業を推進する。

## ② 都市農村相互支援交流事業

農業担い手の不足する農村と、農村志向や就農希望をもった都市住民の方の双方が、それぞれ求めている一週間から二週間の期間での「農作業を行う」農業労力補完型の都市農村相互支援の事業を推進する。

## ③ 直売所・直接販売

本市の美味しい農産物を生産現場を見ながら購入できる直売所や、採れたての農産物を提供する朝市、夕市の開催、また直売所や朝市、夕市での購入を縁にした消費者に愛される「信州中野ブランド」農産物品の宅配等による直接販売を促進する。

## ④ 観光農園整備

樹園地の風景や美味しい農産物を観光資源としても活用するため、「果物・キノコの里」である本市の特性を生かし、苺、アスパラガス、さくらんぼ、ブドウ、キノコ等の生産地域内での消費拡大のため、観光農園の整備を促進する。

## ⑤ 農村レストラン整備

農産物の旬の時期に、採れたものを採れた場所で、地元素材を生かした味及び地元の食べ方を提供する農村レストランの整備を促進する。

## ⑥ 農産物加工施設整備

農産物の多面的利用や付加価値を高め、多様な流通ルートを構築していくために、農産物加工施設整備を促進する。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

407 農家民宿における簡易な消防設備等の容認事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

信州中野ふるさと交流特区内の農家で農家民宿を営もうとする者

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

### 4 特定事業の内容

施設を設けて人を宿泊させ、農村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農業に対する理解を深めるための活動）に必要な役務を提供する農家民宿事業を特区内で行う場合、「誘導灯及び誘導標識」及び「消防機関へ通報する火災報知設備」の設置については、平成 15 年 3 月 26 日付け消防予第 90 号消防庁予防課長通知で定めるガイドラインが適用される。

### 5 当該規制の特例措置の内容

#### (1) 規制の特例措置の必要性

農業生産と農村生活体験を通じて交流を行い、心の豊かさや自然を親しむ癒しへのニーズを満たすことのできる農家民宿事業を推進するためには、事業実施に際しての農家の負担軽減が必要である。

当該規制の特例措置により、誘導灯及び誘導標識、消防機関へ通報する火災報知設備の設置については、前記ガイドラインが適用されることから、農家民宿事業推進のためには特例措置の適用は不可欠である。

#### (2) 要件適合性を認めた根拠

##### ①誘導灯及び誘導標識について

農家民宿等の避難階（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 13 条の 3 第 1 項）において、

ア. 各客室から直接外部に容易に避難できる、又は建物に不案内な宿泊者でも各客室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること等簡明な経路により容易に避難口まで非難できること。

イ. 農家民宿等の外に避難した者が、当該農家民宿等の開口部から 3 m以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること。

ウ. 農家民宿等において、その従業者が、宿泊者等に対して避難口等の案内を行うこととしていること。

のすべての条件に該当する場合には、令第 26 条の規定にかかわらず、当該避難階における誘導灯及び誘導標識の設置を要しない、との前記ガイドラインが適用される。

## ②消防機関へ通報する火災報知設備について

消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要する農家民宿等において、

ア. 「誘導灯及び誘導標識の設置にかかる条件（前述 5 の(2)の①）」を満たしていること。

イ. 客室が 10 室以下であること。

ウ. 消防機関へ常時通報することができる電話が常時人がいる場所に設置されており、当該電話付近に通報内容（火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とすること。）が明示されていること。

の 3 要件を満たす場合には、令第 23 条第 3 項の規定にかかわらず、当該農家民宿等における消防機関へ通報する火災報知設備の設置は要しない、との前記ガイドラインが適用される。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

1002 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

信州中野ふるさと交流特区内で市民農園を開設しようとする農地所有者  
及び中野市から農地を借りて市民農園を開設しようとする者

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

### 4 特定事業の内容

農家民宿経営者等が遊休農地を活用して市民農園を開設することで、都市交流が促進され、都市住民が農産物の生産を感じ、農業への理解が深まり、地域の活性化が図れるよう、地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付事業を導入する。

このことにより、平成20年を目標に中野市全域で、野菜等250区画の作付けを行う2.5haの市民農園を新たに開設することとする。

なお、農地を所有していない者が市民農園を開設しようとする場合には、市が当該開設予定者に農地を貸し付けることとし、市と当該開設予定者との事業実施協定を締結することとする。

平成20年の目標達成のために、農業者や関係者へ周知するとともに、関連事業の都市農村交流事業の推進のなかでも市民農園開設を働きかける。

### 5 当該規制の特例措置の内容

本市において、農産物価格の低迷等の中で、農業従事者が、平成7年から12年の5年間で622人(11%)減少し、基幹的農業従事者の内65歳以上の率が33.8%から40.1%と高齢化が進んでいる。また耕地面積は、平成7年から12年の5年間で148ha減少し、一方、遊休農地は増加しており、2000年農林業センサスで約367haと、全経営耕地面積に占める割合は、15.2%となっている。遊休農地の増加は、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすとともに農業農村風景を損ねており、その活用は重要な課題である。

現在の扱い手だけでは解決が困難である遊休農地の解消と、農地の多面的機能の維持向上を図るために、市民農園の開設は、有効な手段と考えられる。

農家民宿経営者等が市民農園を開設し、農業生産と農村生活体験を通じて

交流を行うことにより、都市住民の方が、自ら野菜を栽培し、おいしい農産物を味わうことで、本市の農産物と農業農村への理解をより深めていただくことが期待でき、信州中野をふるさととするファンを増やし、もって遊休農地の有効活用と農業振興、地域活性化を図るものとする。

中野市の農業構造等

項目	単位	昭60年 (1985)	平2年 (1990)	平7年 (1995)	平12年 (2000)
農家戸数 ①	戸	3,903	3,588	3,364	3,101
農業就業人口 ②	人	<b>8,210</b>	<b>7,039</b>	<b>6,185</b>	<b>5,563</b>
基幹的農業従事者数 ③	人	<b>6,505</b>	<b>5,921</b>	<b>5,206</b>	<b>4,494</b>
うち 65 歳以上 ④		1,360	1,492	1,759	1,801
65 歳以上の率 ④/③	%	<b>20.9</b>	<b>25.2</b>	<b>33.8</b>	<b>40.1</b>
耕地面積 a	ha	<b>3,232</b>	<b>3,113</b>	<b>2,853</b>	<b>2,705</b>
経営耕地面積 b		275,586	254,994	232,151	213,713
田 c		58,195	54,310	46,852	47,366
うち不作付 d	a	2,578	1,758	2,080	2,453
畑 e		85,316	72,490	63,897	49,653
うち不作付 f		11,485	8,921	12,115	6,334
樹園地 g		132,075	128,194	121,402	116,694
耕作放棄面積 h	a	8,396	14,393	21,906	27,922
遊休農用地面積 d+f+h	a	<b>22,459</b>	<b>25,072</b>	<b>36,101</b>	<b>36,709</b>
遊休農地率 (d+f+h)/(b+h)	%	<b>7.9</b>	<b>9.3</b>	<b>14.2</b>	<b>15.2</b>